



答 申 第 7 2 7 号

平成 31 年 2 月 12 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 31 年 2 月 12 日付け神保高国第 3953 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

社会保険診療報酬支払基金への福祉医療費助成審査支払事務の委託に伴う
個人情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 社会保険被保険者又は被扶養者のうち福祉医療費助成制度対象者の審査支払事務を、神戸市から社会保険診療報酬支払基金へ委託するに当たり、同基金から専用回線により連携したレセプトデータ等について電子計算機処理を行うことは、審査支払い事務の効率化に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

社会保険診療報酬支払基金への福祉医療費助成審査支払事務の委託に伴う
個人情報の電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【レセプト情報】 (医科・歯科・調剤・DPC)

レセプト管理番号

診療年月・調剤年月

都道府県番号

点数表

医療機関コード・薬局コード

保険種別

区分コード・適用コード

入外コード

保険者番号

保険医氏名

処方箋受付回数

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

給付割合

公費負担者番号・公費受給者番号

氏名・性別・生年月日

職務上の事由・特記事項・特記コード

医療機関名・薬局名・所在地

診療実日数・請求点数・決定点数・負担金額

(公費) 診療実日数・請求点数・決定点数・負担金額

◎傷病名・傷病名コード

修飾語コード

◎主傷病名・主傷病名コード

◎診療開始日・今回入院年月日・今回退院年月日

◎ICD10 コード

◎転帰

高額療養費

回数・請求金額・決定金額・標準負担額 (食事療養・生活療養)

(公費) 回数・請求金額・決定金額・標準負担額 (食事療養・生活療養)

請求確定金額・公費負担額・患者窓口負担額 (療養の給付)

請求確定金額・公費負担額・患者窓口負担額 (食事療養・生活療養)

◎レセプト画像



答 申 第 7 2 8 号

平成 31 年 2 月 12 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、平成 31 年 2 月 12 日付け神保高国第 3953 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

社会保険診療報酬支払基金への福祉医療費助成審査支払事務の委託に伴う
電子計算機の結合について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 社会保険被保険者又は被扶養者のうち福祉医療費助成制度対象者の審査支払事務を、神戸市から社会保険診療報酬支払基金へ委託するに当たり、レセプトデータ等を連携するために、同基金と神戸市の間で専用回線により電子計算機の結合を行うことは、審査支払事務の効率化と情報セキュリティの向上に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

社会保険診療報酬支払基金への福祉医療費助成審査支払事務の委託に伴う
電子計算機の結合について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

【レセプト情報】 (医科・歯科・調剤・DPC)

レセプト管理番号

診療年月・調剤年月

都道府県番号

点数表

医療機関コード・薬局コード

保険種別

区分コード・適用コード

入外コード

保険者番号

保険医氏名

処方箋受付回数

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

給付割合

公費負担者番号・公費受給者番号

氏名・性別・生年月日

職務上の事由・特記事項・特記コード

医療機関名・薬局名・所在地

診療実日数・請求点数・決定点数・負担金額

(公費) 診療実日数・請求点数・決定点数・負担金額

◎傷病名・傷病名コード

修飾語コード

◎主傷病名・主傷病名コード

◎診療開始日・今回入院年月日・今回退院年月日

◎ICD10 コード

◎転帰

高額療養費

回数・請求金額・決定金額・標準負担額 (食事療養・生活療養)

(公費) 回数・請求金額・決定金額・標準負担額 (食事療養・生活療養)

請求確定金額・公費負担額・患者窓口負担額 (療養の給付)

請求確定金額・公費負担額・患者窓口負担額 (食事療養・生活療養)

◎レセプト画像